

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局
【提出日】	平成28年7月4日
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 真
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町 1 番地
【電話番号】	(079) 223-1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 横山 忠昭
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町 1 番地
【電話番号】	(079) 223-1243
【事務連絡者氏名】	企画部長 横山 忠昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第133回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

・ 配当財産の種類

金銭

・ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金2円50銭 総額75,321,585円

・ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

その他剰余金の処分にに関する事項

・ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

・ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、上杉雅彦、長尾 真、丸山明則、坪田一夫、瀧川博司、藤原崇起、上門一裕、中野浩二、伊藤克也、横山忠昭を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、三枝輝行、澤田 恒を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第 1 号議案	18,085	71	0	（注）1	可決（92.99％）
第 2 号議案				（注）2	
上杉雅彦	18,097	59	0		可決（93.05％）
長尾 真	18,097	59	0		可決（93.05％）
丸山明則	18,097	59	0		可決（93.05％）
坪田一夫	18,097	59	0		可決（93.05％）
瀧川博司	18,072	84	0		可決（92.92％）
藤原崇起	18,096	60	0		可決（93.04％）
上門一裕	18,096	60	0		可決（93.04％）
中野浩二	18,097	59	0		可決（93.05％）
伊藤克也	18,097	59	0		可決（93.05％）
横山忠昭	18,087	69	0		可決（93.00％）
第 3 号議案				（注）2	
三枝輝行	18,061	95	0		可決（92.86％）
澤田 恒	18,062	94	0		可決（92.87％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上